

随意契約理由書		
工事名及び 工事番号	高知県立県民文化ホール両ホール吊物リミットスイッチ・オレンジホール操作盤内部品更新工事 工文振第8-1号	
工事場所	高知県立県民文化ホール 高知県高知市本町4丁目3-30	
工事概要	高知県立県民文化ホール両ホール吊物リミットスイッチ・オレンジホール操作盤内部品更新工事	
請負対象金額	19,470,000円（税込）	
契約年月日	契約金額	円（税込）
契約の相手方の 商号・住所	三精テクノロジーズ株式会社 代表取締役 板垣 治 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番29号	
随意契約とする理由	<p>本業務では、高知県立県民文化ホール両ホール吊物リミットスイッチとオレンジホール操作盤内部品を更新する。</p> <p>既存装置は県民文化ホール専用に三精テクノロジーズ株式会社が設計・製作・施工しているものであり、更新にあたっては装置を熟知している必要がある。</p> <p>本業務において、確実な作業と装置を含めた全体の調整及び責任が十分に果たせる者は、安全性、メンテナンス性、使い勝手、設置環境などに考慮して既存装置の設計・製作・施工を行っている三精テクノロジーズ株式会社以外にはいないため当社と単独随意契約を行う。</p> <p>（契約事務の適正化要綱第2の1の（2）のサに該当）</p>	
根拠規定	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号	

- 注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。
- 2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。
- 3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。